

廃棄物の不法投棄を無くしましょう

廃棄物の不法投棄を無くしましょう



島根県には、夕日が美しい宍道湖と緑豊かな中国山地、そして青く澄み切った広大な日本海と海上に浮かぶ隠岐諸島など美しく豊かな自然があります。

これら美しく豊かな島根の自然も、近年、一部の心ない人たちによるゴミ（廃棄物）の不法投棄により深刻なダメージを受けています。

また、人体に有害なゴミによって、県民の健康な生活に支障を与える事案も発生しています。

しまねの豊かな自然を未来に残すため、県民一人ひとりが「不法投棄をしない・させない」よう努める必要があります。

不法投棄の実態

不法投棄は犯罪

不法投棄の根絶

不法投棄に関する情報は、こちら

島根県環境生活部廃棄物対策課

0852-22-6790

または各保健所まで

環境犯罪110番(島根県警察本部)

0852-27-4649

または各警察署まで

不法投棄の実態

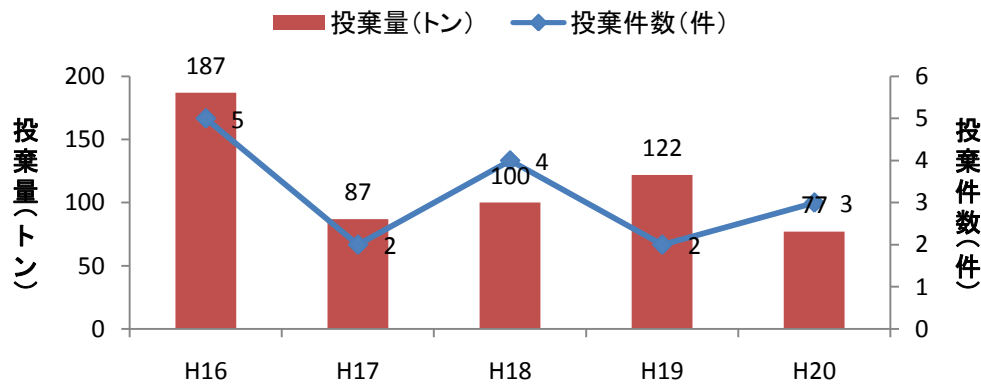
1 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量

- 産業廃棄物の不法投棄件数は減少傾向にあります。依然として後を絶ちません。

各保健所が指導した産業廃棄物不法投棄事案数

年度(4月～3月)	H16	H17	H18	H19	H20
投棄件数(件)	5	2	4	2	3
投棄量(トン)	187	87	100	122	77

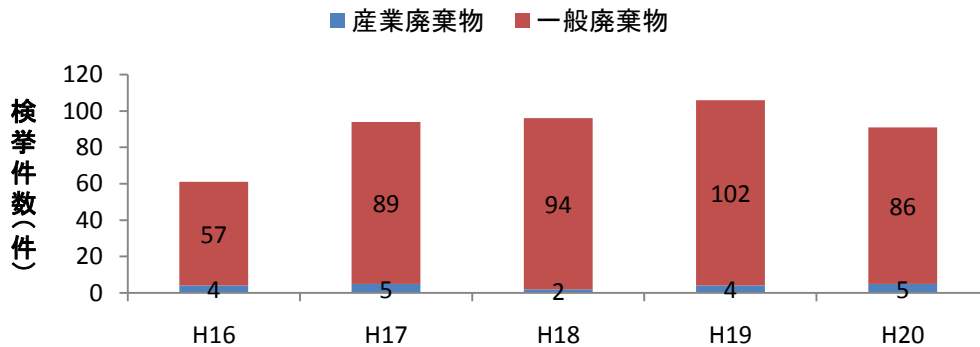
※ 投棄量10トン以上。



2 島根県警が検挙した不法投棄件数

島根県警察が検挙した廃棄物処理法違反件数

年(1月～12月)		H16	H17	H18	H19	H20
不法投棄(件)	産業廃棄物	4	5	2	4	5
	一般廃棄物	57	89	94	102	86
	小計	61	94	96	106	91
不法焼却(件)	産業廃棄物	5	7	3	5	11
	一般廃棄物	3	7	17	26	27
	小計	8	14	20	31	38
合計(件)		69	108	116	137	129



不法投棄は犯罪

Q 不法投棄とは、どういう行為ですか。

A 廃棄物(「ごみ」のことをいいます。以下同じです。)をみだりに捨てることです。「みだりに」とは、「正当な理由なく」と同じ意味です。「何人も」と規定されていますので、事業者や処分業者に限りません。また、継続するつもりはなく1回だけの行為であっても該当します。

Q 会社の事業で出た廃棄物を会社の敷地内に穴を掘って埋める行為は不法投棄に当たりますか。

A 不法投棄を禁止するのは、廃棄物により清潔な環境が破壊され、損なわれることを防止するためです。従って、会社の敷地内であっても廃棄物の性質、形状、数量等を総合的に判断し、生活環境に悪影響を与え、又は与えるおそれがあるのであれば不法投棄に該当します。

Q 不法投棄したらどうなりますか。

A 個人が不法投棄した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)」第16条第1項違反として、「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金若しくは併科」の刑事処分が科せられます。

会社などの法人の役員若しくは従業員が不法投棄した場合は、これら役員若しくは従業員に対して前記刑事処分が科せられるほか、会社自体にも「1億円以下」の罰金が科せられます。

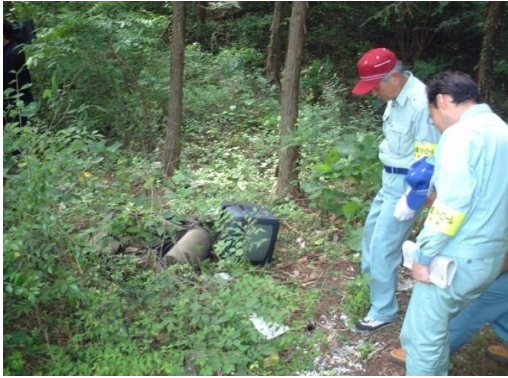
また、不法投棄した会社が、廃掃法の規定に基づく許可を受けている場合には、許可を与えた県若しくは市町村による行政処分(許可の停止若しくは取り消し)が科せられます。

Q 近くの空き地に何年間も廃棄物が山積みされていますが、不法投棄ではありませんか。

A 不法投棄はみだりに捨てる行為が対象であり、放置していることをもって直ちに不法投棄ということにはなりません。しかしながら、管理されている様子もなく、撤去・処理される気配がない場合など、客観的に放置の意思が明らかで、生活環境に支障がある場合には、不法投棄となる可能性があります。

不法投棄の根絶

島根県では、不法投棄を無くすため、毎年、「廃棄物適正処理対策推進事業」をはじめ関係機関・団体と連携し、様々な対策を行っております。



県内各地で不法投棄が発生するおそれがある地区を「重点監視地区」に指定し、付近住民監視モニターが定期的にパトロールを行っています。また、年2回、保健所・市町村・警察等の関係機関の職員と県産業廃棄物協会その他協力団体の会員とによる合同パトロールを行っています。

特に例年10月に行われる合同パトロールは、海上保安部の巡視艇や県・県警・美保航空基地のヘリコプターによる陸・海・空からの合同パトロールを実施しています。

※右の写真は、出雲空港に県・県警・美保航空基地のヘリコプターが勢揃いした状況を撮影したものです。



県では、平成17年度から、重点監視地区のうち、特に不法投棄が行われやすい地区を対象として記録型の「監視カメラ」を設置し、不法投棄防止に役立っています。

※左の写真は、隠岐の島町内に設置されているものです。



県では、重点監視地区のうち、特に不法投棄が行われやすい地区を対象として広報啓発用立看板を設置し、不法投棄防止に役立っています。

※左の写真は、出雲市平田町内に設置されているものです。

